

○外務省告示第五百八十三号
 平成十一年五月二十八日にモントリオールで作成された、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締約国につき、平成二十年六月三十日現在で、次のとおり追加があった(平成二十年六月十一日外務省告示第三百五十三号よりの追加)。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ウルグアイ東方共和国	平成二十年二月四日	平成二十年四月四日
締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
マリ共和国	平成二十年一月十六日	平成二十年三月十六日
クロアチア共和国	平成二十年一月二十三日	平成二十年三月二十三日

(平成二十年八月二十九日付け国際民間航空機関事務局長書簡)

平成二十年十月三十日

外務大臣 中曽根弘文

○財務省告示第六号
 国土交通省

独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第七條第十三項の規定に基づき、同項の主務大臣が定める債務及び当該債務の償還期限を次のように定めたので、告示する。

平成二十年十月三十日

財務大臣 中川 昭一
 国土交通大臣 金子 一義

独立行政法人住宅金融支援機構法附則第七條第十三項に規定する主務大臣が定める債務は、政府が次の表の貸し付けた日の欄に掲げる日に貸し付けた資金に係る債務(同条第五項に規定する既往債権管理勘定に属するものに限る。)で平成二十年十月三十日におけるその未償還元金が同表の未償還元金の欄に掲げる金額であるものうち、同表の償還期限の欄に掲げる金額であるものとし、同条第十三項に規定する主務大臣が定める日は、同表の償還期限の欄に掲げる日とする。

貸し付けた日	未償還元金	償還額	償還期限
平成八年九月十日	一兆五千三百三十三億一千八百万円	一千億円	平成二十年十月三十一日

附則

本則の表未償還元金の欄に掲げる金額から償還額の欄に掲げる金額を差し引いた金額である債務の償還期限については、なお従前のおりとする。ただし、当該債務の償還期限については、独立行政法人住宅金融支援機構法附則第七條第十三項の規定に基づき、別に主務大臣が財務大臣と協議して定めることを妨げない。

○農林水産省告示第五百七十三号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第三百三十四條第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第三百三十七号(農業災害補償法第三百三十四條第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十一年産の農作物及び蚕繭から適用する。

平成二十年十月三十日

農林水産大臣 石破 茂

表青森県の項中、第二区分 大豆

「第一区分 法第二百十條の十四第一項第一号又は第二百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
 第三区分 法第二百十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
 第四区分 スイートコーン
 第五区分 春蚕繭
 第六区分 初秋蚕繭
 第七区分 晩秋蚕繭
 第八区分 晩秋蚕繭」

「第四区分 特定畑作物共済に係る茶
 第五区分 スイートコーン
 第六区分 春蚕繭
 第七区分 初秋蚕繭
 第八区分 晩秋蚕繭」

「第一区分 法第二百十條の十四第一項第一号又は第二百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
 第二区分 法第二百十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

「第一区分 大豆
 第二区分 法第二百十條の十四第一項第一号又は第二百五十條の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
 第三区分 法第二百十條の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆」

○経済産業省告示第二百三十八号
 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十条第三項第二号及び第三十五條第一項第二号の規定に基づき、次のとおり認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定したので、同法第七十四條の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十日
 経済産業大臣 二階 俊博

名称(事業所の名称を含む。)	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
新日本石油精製株式会社	岡山県倉敷市水島海岸通四丁目二番	認定完成検査実施者	平成二十年七月八日
水島製油所	岡山県倉敷市水島海岸通四丁目二番	認定保安検査実施者	平成二十年八月二十七日
東燃化学株式会社	神奈川県川崎市川崎区浮島町七番一号	認定完成検査実施者	平成二十年八月二十七日
川崎工場	神奈川県川崎市川崎区浮島町七番一号	認定保安検査実施者	平成二十年八月二十七日
株式会社クラレ	岡山県岡山市海岸通一丁目二番一号	認定保安検査実施者	平成二十年九月四日
岡山事業所	岡山県岡山市海岸通一丁目二番一号	認定保安検査実施者	平成二十年九月四日

○経済産業省告示第二百三十九号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)第三條の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月三十日

経済産業大臣 二階 俊博

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示
 電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二第十三号(三)中、「日本工業規格C八五〇一(マンガン乾電池)又は日本工業規格C八五〇一(アルカリ一次電池)を、「日本工業規格C八五二五(一次電池個別製品仕様)」に改める。

附則

この告示は、平成二十年十月三十日から施行する。